#### 改正

昭和48年3月1日規則第1号 昭和49年4月1日規則第4号 昭和59年4月20日規則第1号 昭和62年3月15日規則第1号 平成4年6月1日規則第1号 平成14年10月25日規則第3号 平成17年10月24日規則第5号 平成24年2月1日規則第2号 平成24年2月14日規則第4号 平成24年9月18日規則第5号 平成26年2月17日規則第1号 平成26年7月16日規則第2号 平成28年8月15日規則第4号 平成30年1月30日規則第1号 令和元年9月2日規則第2号 令和3年1月20日規則第1号 令和3年3月17日規則第2号 令和5年10月30日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)並びに揖斐郡消防組合火災予防条例(昭和45年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(立入証票)

第2条 法第4条第2項(法第16条の3の2第3項、法第16条の5第3項及び法第34条第2項において準用される場合を含む。)に規定する立入のための証票は、別記第1の様式のとおりとする。 (措置命令等を発した場合の公示方法)

- 第2条の2 法第5条第3項(法第5条の2第2項、法第5条の3第5項、法第8条第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第7項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、法第8条の3の5第4項又は法第17条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により設置する標識の様式は、別記第1の2のとおりとする。
- 2 規則第1条に規定する市町村長が定める方法は、揖斐郡消防組合公告式条例(昭和45年条例第3号)に規定する告示の例による。

(防火対象物の点検基準)

- 第2条の3 規則第4条の2の6第1項第9号の規定により管理者が定める基準は、次に掲げるものとする。
  - (1) 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備(以下「火を使用する設備等」という。)が条例第3条から第10条の2まで及び第17条の2の規定に従って設置され、 及び適切に管理されていること。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、現に条例第17条の3の規定が適用されている火を使用する設備等にあっては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。
  - (3) 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具(以下「火を使用する器具等」という。)が条例第18条から第22条までの規定に従って取扱いされていること。
  - (4) 前号の規定にかかわらず、現に条例第22条の2の規定が適用されている火を使用する器具等にあっては、引き続き、消防長が同条の規定の適用を認めた状況で取扱いされていること。
  - (5) 条例第23条及び第26条から第28条までの規定を遵守していること。
  - (6) 条例第30条から第31条の8までの規定により指定数量未満の危険物が貯蔵及び取扱されていること。
  - (7) 条例第33条及び第34条の規定により指定可燃物が貯蔵及び取扱されていること。
  - (8) 前2号の規定にかかわらず、現に条例第34条の3の規定が適用されている指定数量未満 の危険物及び指定可燃物にあっては、引き続き消防長が同条の規定の適用を認めた状況で貯 蔵及び取扱されていること。

(火災警報)

第3条 法第22条第3項の火災に関する警報は、火災予防上、消防長が危険であると認め、かつ、 気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。

- (1) 実効湿度55パーセント以下で、最低湿度30パーセント以下であるとき。
- (2) 実効湿度60パーセント以下で最低湿度35パーセント以下であって、かつ、現に風速10メートル以上であり、又は風速10メートル以上になると予想されるとき。
- (3) 現に、風速12メートル以上であるとき、又は風速12メートル以上になると予想されるとき。
- 2 前項第3号の場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度70パーセント以上で、最低湿度50パーセント以上であるときは、前項の規定を適用しない。ただし台風時はこの限りでない。
- 3 発令した火災に関する警報は、火災予防上、消防長がその必要がないと認めたときに解除する。 (火気制限)
- 第4条 法第23条に規定する火気使用の制限は、消防長が告示し、制札によりその旨を表示する。 (劇場等における喫煙等の禁止場所の指定等)
- 第4条の2 条例第23条第1項に規定する喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所の指定は、消防長が告示して行うものとする。
- 2 条例第23条第1項に規定する火災予防上危険な物品は、次に掲げるものとする。ただし、通常携帯するもので軽易なものについては、この限りでない。
- (1) 法別表第1に掲げる危険物
- (2) 危険物の規則に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4に掲げる指定可燃物のうちぼ ろ及び紙くず(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。)、可燃性固体 類並びに可燃性液体類
- (3) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省第53号)第2条第1号に定める可燃性ガス
- (4) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に定める火薬類
- 3 条例第23条第1条ただし書の規定により、喫煙等について承認を受けようとする者は、禁止行 為の解除承認申請書(別記第1号の3)を消防長に提出しなければならない。
- 4 消防長は、前項の申請書を受けたときは、その内容を審査し、火災予防上支障がないと認めたときは、承認することができる。

(通報場所)

第5条 法第24条第1項の規定による火災の通報場所は、揖斐郡消防組合消防本部並びに消防署の 分署とする。

(許可の証票)

第6条 法第28条第1項の規定に基づく規則第48条第1項第7号の立入許可の証票は、別記第2の

様式のとおりとする。

- 2 前項の証票は、次の各号に掲げるうち、特に必要があると認められる者に対して発行する。この場合において、証票の交付を受けようとする者は、別記第3の様式による交付願を消防長に提出しなければならない。
  - (1) 官公署の職員
  - (2) 火災保険の職員
  - (3) 前2号のほか、災害に関係のある公益事業の従事者

(講習会の修了証及び資格証明)

- 第7条 令第3条第1項に規定する消防長の行う防火管理に関する講習会の課程を修了した者に交付する修了証書は、別記第4の様式のとおりとする。
- 2 規則第4条第2項に規定する防火管理者の資格を証する書面の交付を受けようとする者は、別 記第5の様式による防火管理者資格証明書交付願(2通)を消防長に提出しなければならない。 (火災予防上必要な業務に関する計画提出書の提出)
- 第7条の2 条例第42条の3第2項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画提出書の提出は、 別記第5の2の様式の提出書を、消防長(消防署長)に提出しなければならない。

(防火対象物の使用開始の届出)

- 第8条 条例第43条の規定による防火対象物の使用開始の届出は、別記第6の届出書に次の各号に 掲げる書類を添えて、消防長(消防署長)に届け出なければならない。
  - (1) 防火対象物の配置図
  - (2) 各階平面図
  - (3) 消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)
  - (4) 防火対象物棟別概要追加書類別記第6の1 (同一敷地内に2以上の棟がある場合) (消防用設備等の工事計画の届出)
- 第9条 前条の届出をするものは、その届出に係る防火対象物の建築、大規模の改装又は用途変更の場合における消防用設備等の工事計画を、消防長に関係図面を添えて、別記第7の様式により届け出なければならない。
- 2 消防長は前項の届出につき工事計画が、法、令、規則若しくは条例又はその他の消防に関する 定めに適合しているかを審査する。
- 3 第1項の届出は、工事の着手前に行わなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

- 第10条 条例第44条に規定する設備の設置の届出は、同条各号の設備に対応する次の各号の様式に 当該設備の設計図書を添えて、消防長(消防署長)に届け出なければならない。ただし、同条第 14号にあっては、設置場所附近の見取図、気球の見取図及び電飾の配電図(電飾を付設するもの に限る。)を添付すること。
  - (1) 第1号から第8号までの設備 別記第8
  - (2) 第9号から第12号までの設備 別記第9
  - (3) 第13号の設備 別記第10
  - (4) 第14号の設備 別記第11

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

- 第11条 条例第45条に規定する行為の届出は、同条各号の行為に対応する次の各号の様式に、その 区域及び場所の略図を添えて、消防長(消防署長)に届け出なければならない。ただし、条例第 45条第1号から第5号までの行為について、緊急を要する場合及びその内容が軽易な事項である 場合にあっては、口頭をもって届け出ることができる。
  - (1) 第1号の行為 別記第12
  - (2) 第2号の行為 別記第13
  - (3) 第3号の行為 別記第14
  - (4) 第4号の行為 別記第15
  - (5) 第5号の行為 別記第16
  - (6) 第6号の行為 別記第16の2

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

- 第12条 条例第46条の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出は、別記第17の 様式に、貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添えて、消防長(消防署長)に届け出なければならな い。
- 2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合は、別記第18の様式により届けなければならない。

(指定洞道等の届出)

- 第13条 条例第45条の2第1項及び第2項の規定による指定洞道等の届出及びその変更の届出は、 指定洞道等(新規・変更)届出書(別記第19号様式)によるものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、変更の届出にあって は、変更する事項以外の図書の添付を省略することができる。

- (1) 指定洞道等の経路、出入口及び換気口等の位置を記載した経路概略図
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連 絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他主要な設備の概要書
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する次の安全対策を記載した図書
  - ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
  - イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理及び喫煙管理等の出火防止に関すること。
  - ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難及び消防隊への 提供に関すること。
  - エ 職員及び作業員の教育訓練に関すること。
  - オーその他安全管理に関すること。
- 3 条例第45条の2第2項に規定する重要な変更とは、消防長が指定する洞道等の経路の変更、出入口又は換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施その他安全管理対策等の大幅な変更とする。

(検査の申請)

- 第13条の2 条例第47条の規定によるタンクの水張又は水圧検査を受けようとする者は、水張・水 圧検査申請書(別記第20)に、当該検査を受けようとするタンクの構造図面を添えて消防長に申 請しなければならない。
- 2 消防長は、前項の規定による申請があったときは、タンクの水張又は水圧検査を行い、その結果が条例第31条の4から第31条の6まで及び第33条第3項に定める技術上の基準(水張又は水圧試験に関する部分に限る。)に適合すると認めたときは、当該検査の申請をした者に少量危険物等タンク検査済証(別記第21)を交付するものとする。

(検査済証の再交付)

- 第13条の3 検査済証の交付を受けた者が、当該検査済証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、 再交付申請書(別記第22)により、理由書を添えて消防長に再交付の申請を行い、その再交付を 受けることができるものとする。
- 2 検査証の汚損又は破損により前項の申請をするときは、申請書に当該汚損又は破損した検査済 証を添付しなければならない。
- 3 検査済証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した検査済証を発見したときは、これを速 やかに消防長に返納しなければならない。

(標識及び表示)

第14条 条例の規定により設ける標識及び表示は、別表によるものとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

- 第15条 条例第47条の2第3項の規定による公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。
- 2 条例第47条の2第3項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内 消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

- 第16条 条例第47条の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、揖斐郡消防組合ホームページへの掲載により行う。
  - (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
  - (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
  - (3) その他消防長が必要と認める事項

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月1日規則第1号)

(規則の廃止)

- 1 揖斐郡消防組合消防職員立入検査証票規則(昭和45年規則第7号)は、廃止する。(施行期日)
- 2 この規則は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和59年4月20日規則第1号)

- 1 この規則は、昭和59年5月10日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に設けられている標識及び表示で別表に違反していないものは、この

規則の当該規定に基づいて設置されたものとみなす。

**附 則** (昭和62年3月15日規則第1号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月1日規則第1号)

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

**附 則**(平成14年10月25日規則第3号)

(施行期日)

この規則は、平成14年10月25日から施行する。

**附 則**(平成17年10月24日規則第5号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

**附** 則(平成24年2月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月14日規則第4号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

**附** 則(平成24年9月18日規則第5号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年2月17日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年7月16日規則第2号)

(施行期日)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月15日規則第4号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年1月30日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第14条及び別表の改正規定は、公布の日

# から施行する。

附 則(令和元年9月2日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年1月20日規則第1号)

### (施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和3年3月17日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年10月30日規則第10号)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

# 別表 (第14条関係)

# 標識及び表示板の表示方法

h	D1111111111111111111111111111111111111	-			
	表示文字	寸法		色	
根拠条文		幅 cm	長さ cm	地	文字
第8条の3第1項		. = 151. 1		,	н
及び第3項	燃料電池発電設備	15以上	30以上	白	黒
第11条第1項第5号	変電設備	15以上	30以上	白	黒
及び第3項	<b>发电</b> 放佣				
第11条の2第2項	急速充電設備	15以上	30以上	白	黒
第12条第2項	発電設備	15以上	30以上	白	黒
及び第3項	光电放佣	19公工	30以上		
第13条第2項	蓄電池設備	15以上	30以上	白	黒
及び第4項	田 电他以 师	101/1	3084		赤
第17条第3号	立入禁止	30以上	60以上	赤	白
第23条第2項	「禁煙」・「火気厳禁」又は「危険		50以上	赤	白
	物品持込み厳禁」		50XI.	<i>//</i>	
第23条第4項	喫煙所	30以上	10以上	白	黒
第31条の2第2項第1	を貯蔵し、又は取り				
号	を別慮し、又は取り 危険物 扱っている旨を表示		60以上	白	黒
第33条第3項	指定可燃物 した標識	50XI	001/2		<del>7/11</del>
第34条第2項	○ / □ /				
第31条の2第2項第1					
号	危険物の品名、最大数量等		※ (注)		
第33条第3項	指定可燃物 を掲示した掲示板				
第34条第2項			T	Ι	Ι
第39条第4号	「定員」及び「定員数」	30以上	25以上	白	黒
	満員	50以上	25以上	赤	白

<sup>※(</sup>注)危険物の規制に関する規則第18条第1項第1号、第3号及び第5号によること。

- 別記第1
- 別記第1の2
- 別記第1の3
- 別記第2
- 別記第3
- 別記第4
- 別記第5
- 別記第5の2
- 別記第6
- 別記第6の1
- 別記第7
- 別記第8
- 別記第9
- 別記第10
- 別記第 11
- 別記第 12
- 別記第 13
- 別記第14
- 別記第 15
- Man Na Te
- 別記第 16
- 別記第16の2
- 別記第17
- 別記第 18
- 別記第 19
- 別記第 20
- 別記第21
- 別記第 22